

栄町有料広告掲載基準

制定	平成18年3月31日
施行	平成18年4月1日
改正	平成20年2月25日
施行	平成20年2月25日
改正	平成25年12月25日
施行	平成25年12月25日

(趣旨)

第1条 この基準は、栄町有料広告掲載に関する基本要綱（平成18年栄町告示第15号。以下「基本要綱」という。）第3条に規定する広告掲載の基準について定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広告掲載（基本要綱第1条に規定する広告掲載をいう。以下同じ。）を認める広告は、社会的な信用度が高く、公序良俗及び町民福祉の理念に合致するとともに、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

(広告掲載を認めない業種等)

第3条 青少年保護及び取引の安全の観点から、次に掲げる業種又は事業者については、広告掲載を認めないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業並びに千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく規制の対象となる有害興行等
- (2) 前号の風俗営業に類する業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (4) 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第91条第1項第9号に規定する商品先物取引
- (5) 法律に定めのない医業類似行為を行う業種
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした事業者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、過去に社会問題を引き起こしたことがあり、又は現に引き起こしている業種又は事業者

(広告掲載を認めない広告)

第4条 次に掲げる広告については、広告掲載を認めないものとする。

- (1) 第2条の趣旨にかんがみて適当でない次のような広告
ア 公序良俗に反するおそれがある広告

- イ 選挙、政党その他の政治的団体又は政治活動に関連する広告
 - ウ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - エ 広告主の代表等の写真を含む広告
 - オ 社会問題についての主義主張又は係争中の声明に係る広告
 - カ 国内世論が大きく分かれているものに係る広告
 - キ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥する広告
 - ク 宗教団体の布教推進を主たる目的とする広告
 - ケ 非科学的な広告又は迷信に類する広告であって、読者を迷わせ、又は不安を与えるおそれがあるもの
 - コ その他広告掲載に係る媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められる広告
- (2) 法令等に違反する次のような広告
- ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項各号に規定する表示に該当すると認められる広告
 - イ 薬事法（昭和35年第145号）第66条各項に規定する表示に該当すると認められる広告
 - ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する建築条件付き宅地の販売に係る広告
 - エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発許可又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認を受けていない物件のシリーズ広告又は予告広告
 - オ 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害若しくは業務妨害のおそれのある広告又は差別を助長する広告
 - カ 有価証券の売買の広告であって、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条第1項各号に規定する事項を表示していないもの又は同条第2項に規定する表示に該当すると認められるもの及び同法第66条の10第1項各号に規定する事項を表示していないもの又は同条第2項に規定する表示に該当すると認められるもの
 - キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理業の許可等を受けていない者が行う廃棄物の処理に係る広告
 - ク 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく墓地の経営の許可を受けていない者が行う墓地に係る広告
 - ケ 投資若しくは出資を求める広告、債権取立て、示談等を内容とする広告又は売買、担保、譲渡等に関する広告であって、法令等又は定款その他の基本約款により禁止されているもの
- (3) 社会的な観点から適切でない次のような広告
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体、特殊結社団体等又はこれらの構成員がその活動のために利用する広告その他の公序良俗に反する広告

- イ 性差別、性別による固定的な役割分担若しくは暴力的行為を助長し、又は著しく性的感情を刺激する広告
 - ウ 法律に定める許認可、届出その他の手続を行っていない社会福祉施設等に係る広告
 - エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく認可を受けていない学校、専修学校又は各種学校（国その他の公的機関の助成制度等の適用を受けているものを除く。）に係る広告
- (4) 消費者保護の観点から適切でない次のような広告
- ア マルチ商法、催眠商法その他の悪質商法とみなされるものに係る広告
 - イ 投資信託等の経済行為に関する広告であって、将来の利益を誇示し、又は元本保証と認識させるようなもの
 - ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形その他の医療法（昭和23年法律第205号）等に定める診療科以外の施術、役務、サービス等に係る広告
 - エ 投機又は射幸心をあおる広告、内容が虚偽誇大な広告その他の過度の宣伝になる広告
 - オ 過去5年以内に、行政機関その他公的機関から、悪質な行為等を理由として、指名停止、許可取消し等の不利益処分又は行政指導を受けた企業に係る広告
- (5) その他次のような広告
- ア 皇室、王室、元首等の写真、紋章等を使用した広告
 - イ 氏名、肖像等をその本人に無断で使用した表示、商標、著作物等を無断で使用した表示又は明らかに模倣、盗作等と認められる表現による広告
 - ウ アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏名、写真、推薦文等を使用した広告
 - エ オリンピック又は国際的な博覧会、大会等のマーク、標語、呼称等を無断で使用した広告
 - オ 国土地理院の地図を無断で使用した広告
 - カ あたかも栄町が広告主を支持し、又はその商品、サービス等を推奨し、若しくは保証しているような表現による広告

(内容、表示等の基準)

第5条 広告の内容、表示等に関する基準は、別表のとおりとする。

(軽微な仕様変更の範囲)

第6条 基本要綱第12条第3号に規定する軽微な仕様変更は、次のとおりとする。

- (1) 文字の書体又は書式の変更
- (2) 誤字、脱字等を訂正するための変更
- (3) 広告のデザインの変更であって、文字部分の装飾、網掛等に係るもの
- (4) その他町長が軽微な仕様変更として認めたもの

(基準の特例)

第7条 栄町が町政への協賛広告主を募集する広告その他の特別の事情がある広告については、この基準の規定にかかわらず、広告主の事業に関する情報等を考慮して、栄町有料広告審査会において協議の上、町長が広告掲載の可否を決定する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月25日)

この基準は、平成20年2月25日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日)

この基準は、平成25年12月25日から施行する。

別表 (第5条)

1 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点からの基準

次の点に留意する。

(1) 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示及び誤認を招くような表現ではないこと。

例:「世界一」、「一番安い」等の表現を使用するときは、その根拠となる資料を要する。

(2) 射幸心を著しくあおる表現ではないこと。

例:「今がチャンス」、「これが最後のチャンス」等

(3) 人材募集広告については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の関係法令を遵守していること。

2 青少年保護等の観点からの基準

次のいずれかに該当する表示及び表現は、広告掲載を認めない。ただし、告知広告における裸体等であって、出品作品の一例として掲載し、又は掲出するものは、その都度可否を検討する。

(1) 一般的告知広告における裸体姿等

(2) 広告する商品等とは無関係であって、単に目立たせるための裸体姿など、必然性のないもの

(3) 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現

(4) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

3 広告の目的別の基準

(1) 人材募集広告

① 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるようなものではないこと。

- ② 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているようなものではないこと。
- (2) 語学教室等
安易さ又は授業料若しくは受講料の安価さを強調する表現は、使用しないこと。
例：「1か月で確実にマスターできる」等
- (3) 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）
合格率などの実績を載せる場合は、実績年も併せて表示し、根拠を明確にすること。
- (4) 外国大学の日本校
日本の学校教育法に定める大学ではない旨を明確に表示すること。
例：「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません」
- (5) 資格講座
- ① 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は、使用しないこと。この場合、資格が国家資格ではない旨を明確に表現すること。
例：「この資格は、国家資格ではありません」
- ② 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取得できるような紛らわしい表現は、使用しないこと。この場合、資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表現すること。
例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります」
- ③ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているようなものではないこと。
- ④ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示ではないこと。
- (6) 病院、診療所及び助産所
- ① 医療法第2章第2節の規定に違反した広告ではないこと。この場合、不明な点があるときは、事業所所在地を所管する都道府県又は指定市の担当部署（栄町においては、千葉県印旛保健所）に確認すること。
- ② 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の広告ではないこと。
- ③ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告ではないこと。
- ④ 治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨など、その効果を推測的に述べるようなものではないこと。
- ⑤ 写真については、病院の全景、医療機関が保有している医療設備・機器その他の医療に密接に関わるものではないこと。
- ⑥ マークを用いる場合は、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記すること。なお、赤十字のマーク又は名称は、自由に用いることができない。
- (7) 施術所（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復業）
- ① あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律

第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定に違反した広告ではないこと。この場合、不明な点があるときは、事業所所在地を所管する都道府県又は指定市の担当部署(栄町においては、千葉県印旛保健所)に確認すること。

② 施術者の技能、施術方法又は経歴に関するものではないこと。

③ 業務内容からみて、法律に定める施術所以外の医業類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)ではないこと。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)

広告内容について、事業所所在地を所管する都道府県又は指定市の担当部署(栄町においては、千葉県印旛保健所)の了解を得ること。

(9) いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品

広告内容について、事業所所在地を所管する都道府県又は指定市の担当部署(栄町においては、千葉県印旛保健所)及び公正取引委員会の了解を得ること。

(10) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスその他の高齢者福祉サービス

① サービス全般(老人保健施設を除く。)

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限ること。

ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示ではないこと。

例：栄町事業受託事業者等

② 有料老人ホーム

ア ①のほか、有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知)に定める事項を遵守し、同指針別表の有料老人ホームの類型及び表示事項の各類型の表示事項は、すべて表示すること。

イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会が不当景品類及び不当表示防止法第4条第1項第3号の規定に基づき策定した有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号)に規定する表示ではないこと。

③ 有料老人ホーム等の紹介業

ア 広告主に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限ること。

イ その他有料老人ホーム等を利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示ではないこと。

(11) 不動産事業

① 不動産事業者に係る広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号

等を明記すること。

- ② 不動産売買又は賃貸に係る広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件に係る有効期限を明記すること。
- ③ 平成17年公正取引委員会告示第23号により認定された不動産の表示に関する公正競争規約による表示規制に従うこと。
- ④ 契約を急がせるような表示ではないこと。

例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

(12) 弁護士、税理士、公認会計士等

内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限ること。

(13) 旅行業

- ① 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。
- ② 不当表示に注意すること。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(14) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(15) 雑誌、週刊誌等

- ① 適正な品位を保った広告であること
- ② 見出し又は写真の性的表現などは、青少年保護等の観点から適正なものであり、及び不快感を与えないものであること。
- ③ 性犯罪を誘発又は助長するような文言、写真等の表現がないものであること。
- ④ 犯罪被害者（特に性犯罪又は殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- ⑤ タレントその他の有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度をもった配慮のある表現であること。
- ⑥ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- ⑦ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は、原則として表示しないこと。
- ⑧ 公の秩序又は善良な風俗に反する表現のないものであること。

(16) 映画、興業等

- ① 暴力、とばく、麻薬、売春等の行為を容認するような内容ではないこと。
- ② 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものではないこと。
- ③ いたずらに好奇心に訴えるものではないこと。
- ④ 内容を極端に歪め、又は一部分のみを誇張した表現等は、使用しないこと。
- ⑤ ショッキングなデザインは使用しないこと。
- ⑥ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものではないこと。
- ⑦ 年齢制限その他の一部規制を受けるものは、その内容を表示すること。

(17) 占い及び運勢判断

- ① 内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限ること。
- ② 料金及び販売について明示すること。

- ③ 占い又は運勢判断に関する出版物については、その都度判断する。
- (18) 結婚相談所及び交際紹介業
- ① 結婚情報サービス協議会に加盟していることを明記すること。この場合、加盟していることの証明が必要であること。
- ② 内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限ること。
- (19) 調査会社、探偵事務所等
- 内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限ること。
- (20) 労働組合その他の一定の社会的立場及び主張を有する組織
- ① 内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限ること。
- ② 出版物の広告は、主張を展開し、及び他の団体に対し批判、中傷等の言及をす
るものではないこと。
- (21) 募金等
- ① 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けているものであること。
- ② ①の許可を受けている旨を明記すること。
例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です」
- (22) 質屋、チケット等再販売業
- ① 個々の相場、金額等の表示はしないこと。
例：「〇〇〇のバッグ 50,000 円」、「航空券東京～大分 17,000 円」等
- ② 有利さを誤認させるような表示はしないこと。
- (23) トランクルーム及び貸し収納業者
- ① 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付
き）であること。
- ② 「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しないこ
と、及び、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくトランクルームでは
ない旨を明確に表示すること。
例：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません」等
- (24) ダイアルサービス
- ダイアルQ2その他各種のダイアルサービスについては、その内容を確認のうえ
判断する。

4 その他表示に関し注意を要する基準

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(2) 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。この場合、その根拠となる資料が
必要であること。

(3) 無料で参加又は体験できるもの

一部費用負担がある場合には、その旨を明示すること。

例：「昼食代は実費負担です」、「入会金が別途必要です」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

- ① 広告主の法人格を明示し、及び法人名を明記すること。
- ② 広告主の所在地、連絡先のいずれも明示すること。
- ③ 連絡先は、携帯電話又はPHSを有する場合でも、固定電話とすること。
- ④ 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

(5) 肖像権及び著作権

無断使用がないこと。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現がないこと。この場合、公正取引委員会に確認の必要があること。

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には、通常、メーカー希望価格はない）等

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

(8) アルコール飲料

- ① 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
例：「お酒は20歳を過ぎてから」等
- ② 飲酒を誘発するような表現ではないこと。
例：酒を飲み、又は飲もうとしている姿等

注 具体的な表示内容等の適否については、基本要綱第5条第1項又は第8条第1項の規定による申込みの都度、各項目について検討し、判断することとする。